

投資信託積立取引取扱規定

第1条（規定の趣旨）

- (1) 本規定は、お客様がマネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）と契約する投資信託の定時定額買付サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する取決めです。
- (2) お客様は、本サービス内容を十分理解し、お客様の判断と責任において本サービスを申し込むものとします。

第2条（買付する投資信託の選定）

- (1) 本サービスによって買い付けることができる投資信託は、当社が選定する投資信託（以下「選定投資信託」といいます。）とします。
- (2) お客様は、選定投資信託の中から買付を行う投資信託を指定するものとします。（以下、指定された投資信託を「指定投資信託」といいます。）

第3条（払込方法の指定）

- (1) お客様は、指定投資信託の買付に必要な金銭の払込方法を、次の各号のいずれかにより、指定するものとします。ただし、選定投資信託により指定可能な払込方法が異なります。詳細はウェブサイト等でお知らせします。
 - ① お客様の証券総合取引口座又はお客様が当社に開設するその他の取引口座の預り金（MRF 受益権の自動換金を含む）により払い込む方法
 - ② お客様の指定する金融機関の口座（以下「指定金融機関口座」といいます。）から、当社の指定した収納代行業者による引落しにより払い込む方法
 - ③ お客様の指定する《セゾン》カードの引落金融機関口座（以下「指定金融機関口座」といいます。）から当社の指定した収納代行業者による引落しにより払い込む方法
 - ④ 当社が選定する金融機関（以下「選定金融機関」といいます。）のうち、お客様の指定する金融機関の口座（以下「指定金融機関口座」といいます。）から口座振替により払い込む方法
 - ⑤ 当社が指定するクレジットカードを利用して、クレジットカード決済によりカード会社を買付に必要な金銭を払い込ませる方法
- (2) 前項第2号、第3号又は第4号の場合、指定金融機関口座からの引落しの後、当該金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

第4条（申込方法）

- (1) お客様が本サービスをご利用されるためには、あらかじめ当社の証券総合取引口座及び必要に応じてその他の取引口座を開設されている必要があります。
- (2) 原則、お客様はインターネットにより本サービスの申込みを行うものとします。申込みの受付については、証券総合取引約款の注文受付にかかる規定に準ずるものとします。
- (3) お客様が本サービスにより買付けを行う場合は、各指定投資信託の交付目論見書及び目論見書補完書面の内容をあらかじめよくご理解していただく必要があるとともに、投資信託自動継続（累積）投資約款に従った契約を結んでいただくものとします。
- (4) 前条第1項第3号による払込みは、申込名義と《セゾン》カード名義が同一であり、かつ当該《セゾン》カードでの指定金融機関口座の名義が同一である場合に限り、また、申込者と当該申込の中で申告された《セゾン》カード番号の保有者が同一であることの確認は、収納代行業者が行うことをお客様はあらかじめ承認するものとします。
- (5) 前条第1項第4号により払込みを行う場合、お客様は、あらかじめ選定金融機関に口座を保有し、かつ選定金融機関との間で当社の指定する口座振替契約が締結されている必要があります。
- (6) 前条第1項第5号による払込みは、マネックス証券の口座名義とクレジットカード名義が同一である場合に限り、また、同号で規定する当社指定のクレジットカードはマネックスカードとします。

第5条（指定投資信託の買付け）

- (1) お客様は、毎月当社の定める日又はお客様が指定した日（以下「買付日」といいます。）に、当社の定める範囲の金額・単位で、指定投資信託の買付けを行うよう指定することができます。ただし、本項各号のいずれかに該当する場合は、当初指定された金額での買付けではなく、本項各号に定めるところにしたがい、買付けることを指定できるものとします。
 - ① お客様が非課税口座での買付けを指定した場合で、買付けにより租税特別措置法第37条の14第5項第2号イ又は第4号イに定める金額（以下、「非課税投資枠」といいます。）を超えることとなる場合、お客様は、お客様が当初指定された金額のうち、非課税投資枠に達するまで指定投資信託を買い付けることを指定できるものとします。
 - ② お客様が未成年者口座での買付けを指定した場合で、買付けにより租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号ロ(1)に定める金額（以下、「未成年者口座の非課税投資枠」といいます。）を超えることとなる場合、お客様は、お客様が当初指定された金額のうち、未成年者口座の非課税投資枠に達するまで指定投資信託を買い付けることを指定できるものとします。

なお、お客様が、本項第1号又は第2号の指定をしない場合、かつ、買付けにより非課税投資枠又は未成年者口座の非課税投資枠を超えることとなる場合は、指定投資信託

の買付けは行いません。

- (2) 当社はおお客様の指定に従い、買付日に当該指定投資信託の買付けを行うこととします。ただし、本項各号のいずれかに該当する場合は、当該買付日については指定投資信託の買付けは行わないものとします。
 - ① 当社が定める日時までに指定投資信託の買付けに必要な金銭の払込みがなかったとき
 - ② 第3条第1項第2号、第3号又は第4号により払込みを行う場合で、指定金融機関口座の残金が引落時点で買付金の合計に満たなかったとき
 - ③ 第3条第1項第2号、第3号又は第4号により払込みを行う場合で、指定金融機関での引落請求が金融機関により拒否されたとき
 - ④ 第3条第1項第5号の方法により払込みを行う場合で、クレジットカードが利用できない又は決済代行会社もしくはクレジットカード会社においてシステム障害等が発生したことにより、当社所定の日時までに当社の証券総合取引口座に買付けに必要な金銭が入金されなかったとき
- (3) 買付日において、指定投資信託の委託者が買付けの申込みの受付を中止し又は取り消したときは、当該買付日については指定投資信託の買付けは行わず、買付日の翌営業日以降、指定投資信託の委託者が最初に買付けの申込みの受付を行った日に未買付分について指定投資信託の買付けを行うものとします。ただし、指定投資信託の委託者が買付けの申込みの受付を中止又は取り消した時間により、未買付分について指定投資信託の買付けを行わないことがあります。

また、指定投資信託の委託者より買付申込みの受付再開日が示されないときは、買付の申込受付が停止された日から、再開される日の前日まで指定投資信託の買付けを行わず、既に受け付けたお申込みも取り消すものとします。
- (4) 第3条第1項第5号において、毎月10日（非営業日の場合は前営業日）の午前7時以降は、当月買付分の変更・取消を行うことはできません。

第6条（果実の再投資及び返還）

指定投資信託の果実の再投資及び返還については、各指定投資信託の交付目論見書及び目論見書補完書面並びに投資信託自動継続（累積）投資約款に従うものとします。

第7条（取引及び残高の通知）

- (1) 当社は、本サービスによるお客様への取引明細及び残高明細の通知を、取引残高報告書により行います。
- (2) 前項に定める取引残高報告書については、書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供することがあります。

第8条（申込内容の変更）

お客様は所定の手続に従って、期日（ウェブサイト等に掲示）までに本サービスの申込内容の変更を行うことができるものとします。

第9条（引落しの停止）

- (1) 第3条第1項第2号又は第4号に該当する場合で、同一銘柄について原則3回連続で引落しができなかつたときは、当該払込方法による本サービスの契約のうち、当該銘柄に関するものについて指定金融機関口座からの引落しを停止します。
- (2) 第3条第1項第2号、第3号又は第4号に該当する場合で、それぞれの払込方法による積立を利用する資格を喪失したときは、指定金融機関口座からの引落しを停止します。

第10条（選定投資信託の除外）

選定投資信託が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該投資信託を選定投資信託から除外することができるものとします。なお、この場合、当社はお客様に遅滞なく通知するものとします。当該通知は電子情報処理組織を使用する方法により提供することがあります。

- ① 当該選定投資信託が償還されることとなった場合又は償還された場合
- ② 当該選定投資信託の買付口座数が当社の定める所定の口座数以下となった場合
- ③ その他当社が必要と認める場合

第11条（解約）

本サービスは本条各号のいずれかに該当した場合に解約されるものとします。ただし、本条第6号の事由に該当する場合は、該当する銘柄のみ解約されるものとします。

- ① お客様が当社所定の手続により、本サービスの解約を申し出た場合
- ② 事由のいかんを問わずお客様の証券総合取引口座やその他の取引口座が解約された場合
- ③ 当社が本サービスの解約を申し出た場合
- ④ 当社が本サービスを営むことができなくなった場合
- ⑤ 第13条に定める本規定の変更にお客様が同意しない場合
- ⑥ お客様の指定投資信託が前条第1項第1号の規定に従い選定投資信託から除外された場合
- ⑦ お客様が、第4条第6項で規定する当社指定のクレジットカードを脱会された場合、当該カードの規約に基づく利用停止を受けた場合又は会員資格を喪失した場合

第12条（その他）

- (1) 第7条の規定に従い、お客様に対し当社よりなされた本サービスに関する諸通知が、転

居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したのものとして取り扱うことができるものとし
ます。

- (2) お客様は、経済情勢の変動等諸般の事情等により、引落日から買付日までの間に金利の変動が生じた場合にも、当該変動を理由として異議を申し立てないことを、あらかじめ承諾するものとします。
- (3) お客様は、当社が選定投資信託の全部又は一部の取扱いを終了したとき、選定金融機関が口座振替サービスを終了したとき、収納代行業者が収納代行業務を終了したとき、当社が選定金融機関の口座振替サービスの取扱いを終了したとき等、本規定上のサービスの全部又は一部が行われなくなったときは、これを承諾し、当社に異議を申し出ないものとします。
- (4) 当社、収納代行業者又は指定金融機関は、当社、収納代行業者又は指定金融機関の故意又は重過失なくしてお客様又は第三者に生じた損害について、その責を負いません。
- (5) お客様は、本規定に定めのない事項については、当社の定める他の約款・規定に従っていただくものとします。

第 13 条（規定の変更）

本規定は、法令の変更若しくは監督官庁の指示又は金融商品取引所若しくは日本証券業協会が定める諸規則の変更があった場合、その他当社が必要と認める事由が生じた場合に変更されることがあります。なお、変更の内容がお客様の従来の権利を制限し又はお客様に新たな義務を課すものである場合は、その変更事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

第 14 条（合意管轄）

本サービスに関連してお客様と当社の間で生じる一切の紛争は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

(2023 年 3 月 1 日)